

災害に備えましょう ～メール配信・自主防災組織～

■美浜町メール配信サービスをご利用ください

町では、携帯電話やパソコンのメールアドレスに防災情報やイベント情報を配信する「美浜町メール配信サービス」を提供しています。「美浜町メール配信サービス利用規約」に同意していただける方であれば、どなたでもご利用になれます。

- 配信内容**
- 町防災・防犯情報(避難準備、避難指示、災害情報、防犯情報)(※1)
 - 消防庁防災配信情報(国民保護情報、地震・津波情報、気象情報等)(※2)
 - 施設・イベント情報(スポーツイベント情報、なびあすイベント情報等)
- ※1 町防災情報は必ず受信してもらうため、選択解除ができない設定となっています。
 ※2 消防庁配信防災情報は消防庁からJ-ALERTに配信される美浜町に関する緊急防災情報を配信するため、昼夜を問わずに配信されます。



利用料
 無料で利用できます。
 ※通信費用は、利用者(登録者)の負担となります。

登録方法

◆迷惑メール防止機能により、メールが受信できない場合がありますので、事前に次のアドレスを受信できるように設定して下さい。

info@town.fukui-mihama.lg.jp

◆登録内容の確認・変更や解除手続きは「美浜町メール配信サービスホームページ」
<http://f-mihama.mail-dpt.jp/> のメニューから選択してください。

①次のアドレスに空メール(件名、本文なし)を送信してください。

f-mihama@entry.mail-dpt.jp



←こちらのQRコードからも空メールを送信できます。

②本登録用ホームページURLが届きますので、サイトにアクセスします。画面の指示に従い、配信を希望する情報にチェックを入れ、登録ボタンを押します。

③登録ボタンを押した後、本登録完了メールが届いたら登録は完了です。



←こちらのQRコードからも登録内容の確認・変更等ができます。

■安心安全な地域づくりに向けて

今年4月に発生した平成28年熊本地震をはじめ、全国各地でさまざまな自然災害が発生しています。もし美浜町で大きな自然災害が発生した時、通報の集中や道路の寸断等により、消防や自衛隊等の公的な機関が対応できない場合があります。そのような時には、地域住民の皆さん一人ひとりの助け合いが重要になります。また、災害に備えて防災訓練や防災資機材の整備、それを使用する技術等も必要です。町では、自主防災組織の設立を各地区にお願いしています。

自主防災組織とは

自主防災組織とは、住民一人ひとりが自ら防災活動を行う組織のことです。

- 主な活動内容は、
- ①災害発生時の活動(地域住民の安否確認、救助等)
 - ②住民の防災意識の向上や防災対策の普及
 - ③防災訓練の実施 等です。



現在、全国の自主防災組織の数は約15万団体に上り、年々増加傾向にあります。美浜町では、平成22年度以降、全36地区中17地区(平成28年4月現在)まで増えてきました。

自主防災組織への補助制度

町では、自主防災組織の設立を促進するため、組織設立や設立後の資機材の購入費用を助成する制度を実施しています。

■自主防災組織設立事業補助金
 自主防災組織設立に係る費用(設立会議資料用紙代、会議お茶代等)を全額補助します。(上限3万円)

■防災用資機材購入事業補助金
 防災用資機材(初期消火用器具、救助用器具、救護用器具等)の購入に係る費用の1/2を補助します。(上限20万円)
 ※購入した防災用資機材に係る一切の維持管理については、各自主防災組織が責任を持って行うものとします。

■自主防災組織運営事業補助金
 防災訓練の消耗品や防災研修、防災マップ作成に要する経費を全額補助します。(上限5万円)

※お問い合わせ先 町防災・原子力対策室(担当・久木) ☎32-6716

お知らせ

Mihama Information

募集や案内等、さまざまなお知らせをお届けします。

町役場各部署直通電話番号

総務課	32-6700
企画政策課	32-6701
美浜創生戦略課	32-6715
エネルギー政策課	32-6716
税務課	32-6702
住民環境課	32-6703
福祉課	32-6704
健康づくり課	32-6713
商工観光課	32-6705
農林水産課	32-6706
土木建築課	32-6707
みはまブランド開拓課	32-6714
教育政策課	32-6708
生涯学習課(なびあす内)	32-1212
出納室	32-6710
議会事務局	32-6711
上下水道課	32-1341

町各施設電話番号

はあとぴあ	32-3111
なびあす	32-1212
町立図書館(なびあす内)	32-0083
丹生診療所	39-1301
東部診療所	37-2911
総合体育館	32-3200
エコクル美方	45-2300
子育て支援センター	32-0192
若狭国吉城歴史資料館	32-0050
美浜町歴史文化館	32-0027
給食センター	32-2111

6月の子育て支援センターの催しをお知らせします

○さくらんぼひろば
 ◆「みんなあつまれ!」
 ちびっこ園どうかい

- 日時 6月25日(土) 午前10時15分～11時30分
 - 会場 はあとぴあ
 - 対象 在宅児と保護者
 - 内容 みんなで体操したり、かけっこしたりします。
 - 定員 子ども80人
 - 申込期間 5月31日(火)～6月22日(水)
- ※町内の方が優先となります。
 ※定員になり次第締め切ります。

○育児講座
 ◆「救急救命士さんに教えてもらおう!」

- 日時 6月8日(水) 午前10時15分～11時15分
 - 会場 はあとぴあ
 - 対象 どなたでも参加できます
 - 講師 美浜消防署 救急救命士
 - 内容 家庭で起こりやすい乳幼児の事故や万が一の時の対処法等について学びます。
 - 申込期間 5月17日(火)～6月6日(月)
- ※お問い合わせ先 子育て支援センター(担当・山田) ☎32-0192

美浜町住民活動災害補償制度

町では、町が主催する行事や自治会活動中(区の祭礼、運動会、地域清掃活動等)に、偶然起こった事故により参加者(町民)がケガをしたり、死亡した場合に備えた住民活動災害補償保険に加入しています。

- 補償対象となる事故(例)
 - ・運動会のテントが壊れて観客にケガをさせた。
 - ・町主催の行事に参加していた町民がケガをした。
 - ・地区の運動会で転んでケガをした。
- 補償対象とならない事故
 - ・指導者や参加者の故意による事故
 - ・暴動や労働争議等による事故

・山岳登山やスカイダイビング、ハングライダー搭乗等危険を伴うスポーツでの事故
 ・疾患、疾病、心神喪失等の内的要因による事故
 ・無資格運転中または酒酔運転中の事故等

※一部の住民のために組織された団体(PTA、婦人会、子ども会等)は対象になりません。
 ※詳細につきましては、お問い合わせください。

※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・山口) ☎32-6703





環境月間特別企画
廃タイヤ・金属製ごみ等の
受け入れを行います

- 持込期間・受付場所
 - ・6月18日(土)・19日(日) 午前9時～正午
 - 町役場正面玄関前
 - ・6月20日(月)～24日(金) 午前9時～午後4時
- 町住民環境課
- 対象物
 - 廃タイヤ、バッテリー、農機具、ボイラー、水道ポンプ、金属製ごみ、自転車等

※対象物ごとに処理料金を負担していただきます。
※廃タイヤ・金属製ごみ等の受け入れは、例年、2回(6月と11月)行っていました。年々ごみの持ち込み量が減量してきたため、今年度から年1回の実施となります。

※お問い合わせ先
町住民環境課(担当・藤村)
☎32・6703

環境月間特別企画
廃タイヤ・金属製ごみ等の
受け入れを行います

町内の空き家リフォームを支援します！



町では、町内の「空き家」を購入または賃貸借する方に対し、改修に要する経費の一部を助成します。

募集件数
2件

- 補助額
対象工事に要する費用の1/2以内(上限100万円)
- 対象者
 - (1) 空き家等を売買し、または賃貸する契約を締結した方。
 - (2) 空き家を譲渡し、または賃貸しようとする方。
 - (3) 空き家等を賃借する賃貸借契約を締結した方。(当該改修工事の実施及び当該改修工事に係る賃貸借終了の時の取り扱いについて、契約等により賃貸人の同意を得ている場合に限る)
- 対象となる空き家
 - (1) 一定の期間(約6カ月間)居住者のいない住宅。
 - (2) 過去に所有者自らが居住していた(所有者の3親等以内の親族(姻族を含む)が居住していた場合も可とする)住宅。
 - (3) 固定資産税課税台帳に登録されている住宅。
- 対象となる工事
個人が町内に所有する1戸建て住宅の修繕、改修、模様替え等で、かつ、町内業者の施工による30万円以上の費用を要する工事。
- 対象とならない工事
 - ・対象となる空き家に付属する別棟の車庫や物置等の工事
 - ・エアコン、ガスコンロ、照明等の住宅設備機器類の設置工事
 - ・カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事
 - ・電話、インターネット、CATV等の配線工事
 - ・外構工事
 - ・申請者が直接行う工事
 - ・建物の解体、除却のみを行う工事
 - ・国、県、町における他の補助事業により整備する工事
- 提出書類
 - (1) ウェルカム美浜空き家住まいの支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) リフォーム工事概要書(様式第2号)
 - (3) 工事着工前の写真(住宅全体および対象工事に係る部分)
 - (4) 図面(付近見取図、配置図、工事の内容がわかる工事前後の図面(平面図、立面図、断面図等))
 - (5) 対象工事に係る見積書
 - (6) 空き家の所有又は賃貸借を証明する書類
 - (7) 賃貸人の改修承諾書(賃貸借契約の場合のみ)

- 申込期間 7月1日(金)～7月29日(金) ※申込者多数の場合は、抽選となります。
- 申請方法 交付申請書に必要書類を添付の上、町美浜創生戦略課へ提出してください。申請書は、町ホームページからダウンロードするか、町美浜創生戦略課窓口に設置のものをお使いください。
- 申請条件 ・工事は、平成28年4月1日以降に着工し、平成29年3月1日(水)までに完成すること。
・町税等に滞納が無いこと。

※お問い合わせ先 町美浜創生戦略課(担当・南) ☎32-6715

町内で親族と同居・多世帯同居する人を応援します！



町では、子育てや介護等、多世帯で助け合いながら暮らせるまちづくりを推進するため、親族との「同居」や「多世帯同居」にかかる新築やリフォーム等費用の一部を補助します。

①親族との同居を目的とする
一戸建て住宅の新築・購入費補助

募集件数
6件

- 補助額
 - ①新築・購入を町外に主たる営業所を有する建設業者又は個人業者で行った場合、50万円
 - ②新築・購入を町内に主たる営業所を有する建設業者又は個人業者で行った場合、100万円
- 対象者
新たに直系親族と同居する人。
(直系単属の単独世帯は除く)
- 対象となる住宅
 - ①敷地面積が100㎡以上であること。
 - ②建設・購入は、福井県内に主たる営業所を有する建設業者又は個人の業者で行うこと。
 - ③新築又は購入に要する費用及び諸経費を合計した額が500万円以上であること。

※美浜東『美し野』ニュータウンでの住宅新築は対象となりません。同ニュータウンにおける美浜町定住促進事業補助制度をご利用ください。

②親族との多世帯同居を目的とする
一戸建て住宅のリフォーム改修費補助

募集件数
3件

- 補助額
対象工事に要する費用の2分の1以内(上限80万円)
- 対象者
 - ①町内にある、自ら居住するための住宅を改修する人。
 - ②新たに多世帯同居をし、世帯数が1以上増える人。
- 対象となる改修工事
 - ①「既存住宅の間取りの変更及び増築を伴う間取りの変更」「バリアフリー改修」「設備の改修」のいずれかの工事。
 - ②美浜町内に主たる営業所を有する建設業者又は個人の業者が施工する工事。

申込期間 7月1日(金)～7月29日(金) ※申込者多数の場合は、抽選となります。

申請方法 交付申請書に必要書類を添付の上、町土木建築課へ提出してください。申請書は、町ホームページからダウンロードするか、町土木建築課窓口に設置のものをお使いください。

申請条件 ・工事は、平成28年4月1日以降に着工し、平成29年3月1日(水)までに完成すること。
・町税等に滞納が無いこと。

※お問い合わせ先 町土木建築課(担当・増田) ☎32-6707

児童手当の現況届の提出を
お願いします

児童手当の現況届は、前年の所得と6月1日現在における児童の養育状況等を確認するものです。6月以降の支給を受けるために必要ですので、期限までに必ず提出をお願いします。

●提出期限
平成28年6月30日(木)

●提出書類

・現況届
・受給者(保護者)の健康保険被保険者証(写)

※平成28年1月1日に美浜町に住民登録がなかった人は、平成28年度「所得課税証明書」(扶養人数の記載があるもの)の添付が必要です。

※お問い合わせ先

町福祉課(担当・浜野祥子)
☎32-6704

■現況届



↑対象者には用紙を郵送でお送りします

「クールビズ」に
ご協力をお願いします

町の公共施設では、地球温暖化問題に対処し、環境と共生するビジネススタイルの定着を図るために、クールビズ(夏季の適正冷房による軽装勤務)を実施しています。

●実施期間

5月16日(月)～10月31日(月)

●取り組み内容

・適正冷房(28℃以上)の実施
・適正冷房に応じた軽装(職員としての信用と品位を損わない服装)での勤務

町の公共施設をご利用いただく皆さんにも、適正冷房へのご理解とご協力をお願いします。

また、会議等のご案内をさせていただく場合に、軽装での出席をお願いすることがあります。その際には、適正冷房に応じた軽装での出席をお願いします。

※お問い合わせ先

町総務課(担当・中川)
☎32-6700

平成28年度狩猟免許試験を
実施します

●免許の種類

免許の種類	使用できる猟具の種類
網猟免許	むそう網、はり網、つき網、なげ網
わな猟免許	くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな
第一種 猟銃免許	ライフル銃、散弾銃、空気銃(圧縮ガス銃を含む)
第二種 猟銃免許	空気銃(圧縮ガス銃を含む)

●対象者

①県内に住所を有する満18歳以上の方で、新たに網免許または、わな猟免許を取得しようとする方

②県内に住所を有する満20歳以上の方で、新たに第一種猟銃免許または、第二種猟銃免許を取得しようとする方

③現に取得している狩猟免許と異なる種類の免許を取得しようとする方

●試験内容

適性試験、知識試験、技能試験

守られていますか？
あなたの人権

人権擁護委員は、あなたの町の相談パートナーです。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、6月1日前後に県内各地で特設人権相談所を開設します。法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、いじめ、体罰、暴行、虐待、差別に関するトラブル等、地域住民の皆様からのさまざまなご相談に応じます。

相談は無料で、秘密は厳守しますので、困ったことがありましたら、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

※お問い合わせ先

福井地方法務局敦賀支局
☎25-0174



近代日本の幕開けに活躍した
福井ゆかりの人物・由利公正を大河ドラマに

県内の自治体や観光・商工団体等で構成される福井県大河ドラマ誘致推進協議会で、幕末明治期に活躍した福井藩士 由利公正を主人公にした大河ドラマを平成30年に誘致しようと取り組んでいます。

由利公正の功績

①「五箇条の御誓文」の起草

坂本竜馬が新政府の方針として作った「船中八策」をさらに吟味し、「議事之体大意」を著しました。「議事之体大意」は、明治元年3月14日に、新政府が交付した国家の基本方針「五箇条の御誓文」の原型となりました。

③殖産興業政策の推進

東京府知事の時代、明治5年5月から翌6年2月まで、欧米視察に参加した際、絹布見本数種を持ち帰り、機業に関わっていた旧福井藩士に渡し、従来の越前奉書袖の品質改良を促しました。これが、福井において繊維産業が隆盛を誇るきっかけとなりました。

⑤民撰議院設立の建白

明治7年1月、板垣退助、副島種臣、江藤新平らとともに、民撰議院の設立建白を行いました。

②太政官札の発行

わが国最初の全国通用紙幣である太政官札の発行を建議し、慶応4年(明治元年)5月から明治2年7月まで発行されました。これにより、明治政府の殖産興業諸改革の莫大な費用は賄われ、国家経済は成長路線に乗り、廃藩置県や地租改正も可能になりました。

④東京不燃化計画の策定・実行

東京府知事に任命された後に発生した明治5年2月の大火で約5千戸、28万余坪を焼失。これを受け、抜本的な都市改造が必要と考え、銀座の街路の拡幅や不燃性の煉瓦建築等大規模な不燃性都市化計画を提案、実現させました。



三岡八郎(由利公正)肖像写真
(福井市立郷土歴史博物館提供)

※お問い合わせ先 町商工観光課(担当・山口) ☎32-6705

●試験日時・会場・申込期間

	第1回	第2回
試験日	7月18日(月・祝)	8月7日(日)
試験時間	9:30~17:30	9:30~17:30
試験会場	福井県立大学 福井キャンパス	若狭町 中央公民館
申込期間	5月6日(金) ~6月17日(金)	5月6日(金) ~7月1日(金)

※お問い合わせ先

嶺南振興局二州農林部林業水産課
☎22-0291
町農林水産課(担当・中瀬)
☎32-6706



美浜の「おいしい情報」をお知らせください！

町では、美浜町の隠れた「美し食材・食文化」を掘り起し、美浜ならではの「食ブランド」を創出するため、地域や各家庭に伝わる、食材の「おいしい食べ方」や「活かし方」に関する情報を募集しています。

こんな情報を探しています！

◆食材が新鮮だからできる粋な食べ方！

●漁師さんの朝ごはんの定番メニュー 等

◆直伝！わが村・わが家の伝統料理

●祭りに作る〇〇料理
(例・日向地区の塩ぶり)

◆保存食を作ったら
こんなにおいしくなりました！

●へしこ
●〇〇のお漬物 等

◆食材情報もお待ちしています！

●町内の生産物 等



↑東京日本橋の居酒屋「熟成魚場 福井県美浜町」で提供されているエゴ料理(海藻の加工品)

※お問い合わせ先 町みはまブランド開拓課(担当・渡辺) ☎32-6714